

別表第1（第2条、第9条関係）

番号	処理施設の種類	区 域
1	積替保管施設	処理施設の敷地及び処理施設の敷地から200メートル以内の区域
2	中間処理施設	処理施設の敷地、処理施設の敷地から300メートル以内の区域及び処理施設への搬入専用道路から50メートル以内の区域
3	最終処分場	処理施設の敷地、処理施設の敷地から500メートル以内の区域及び処理施設への搬入専用道路から50メートル以内の区域
4	再生利用施設	処理施設の敷地及び処理施設の敷地から300メートル以内の区域

別表第2（第15条関係）

番号	処理施設の種類	添 付 書 類
1	積替保管施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の概要並びに産業廃棄物の種類ごとの取扱量、排出事業所及び運搬先を記載した書類 2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本（3月以内のもの） 3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨の申出書（3月以内のもの） 4 保管施設等に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)保管施設等の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。） (2)保管施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から200メートルの範囲を明らかにすること。） (3)保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 (4)保管施設を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの） (5)保管施設を設置する土地及び搬入専用道路の登記簿の謄本（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は使用权原を証する書類

		<p>(6)保管施設への主な通行経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況（幅員、舗装状況、安全施設、通学等に係る利用状況、交通量等）を明らかにする書類</p> <p>(7)保管施設への搬入搬出時間帯及び1日当たりの搬入搬出車両数を明らかにする書類</p> <p>(8)処理工程図</p> <p>5 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）</p> <p>6 説明会等開催状況報告書（別記様式第4号）</p> <p>7 関係住民の意見に関する調書（別記様式第5号）</p> <p>8 積替保管施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合の添付書類は、1及び4から7までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。</p>
2	<p>中間処理施設（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び再生利用施設を除く。）</p>	<p>1 事業の概要並びに廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業所を記載した書類</p> <p>2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本（3月以内のもの）</p> <p>3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨の申出書（3月以内のもの）</p> <p>4 中間処理施設等に関する書類</p> <p>(1)中間処理施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。）</p> <p>(2)中間処理施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から300メートルの範囲を明らかにすること。）</p> <p>(3)中間処理施設を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの）</p> <p>(4)処理施設及び保管施設等の場内配置図</p> <p>(5)処理工程図</p> <p>(6)処理施設及び保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</p> <p>(7)排水、排ガス、騒音等の試験成績書（同様な施設において運転例等がある場合のみ添付すること。）</p> <p>(8)処理施設からの放流水の放流経路を示した図面</p> <p>(9)放流先の公共の水域の水象（位置、名称、構造、流下能力、利水状況、流量、水質等）を明らかにする書類及び図面</p> <p>(10)中間処理施設を設置する土地及び搬入専用道路の登記簿</p>

		<p>の謄本（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は 使用権原を証する書類</p> <p>(11)中間処理施設への主な通行経路を明らかにする図面及び 使用する道路の状況（幅員、舗装状況、通学等に係る利用 状況等）を明らかにする書類</p> <p>(12)排水の水質、排ガスの性状、騒音の大きさ等について達 成することとした数値、それらの測定頻度その他中間処理 施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>5 中間処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼ す影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>6 事業の経営等に関する書類</p> <p>1 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記 載した書類</p> <p>2 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度にお ける貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額 及び納付済額を証する書類</p> <p>3 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直 前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>4 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類</p> <p>7 説明会等開催状況報告書（別記様式第4号）</p> <p>8 関係住民の意見に関する調書（別記様式第5号）</p> <p>9 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場 合は、その旨を記載した書類）</p> <p>10 中間処理施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合 の添付書類は、以上1及び4から9までに掲げるもののほ か、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。</p> <p>11 指定処理施設以外の中間処理施設に係る事前協議の場合の 添付書類は、5及び6に掲げるものを除く書類とする。</p> <p>12 事業者が行う中間処理施設の設置に係る事前協議の場合の 添付書類は、3に掲げるものを除く書類とする。</p>
3	<p>中間処理施設 （法第8条第1項に規 定する一般廃棄物処理 施設及び法第15条第1 項に規定する産業廃棄 物処理施設に限り、再 生利用施設を除く。）</p>	<p>1 事業の概要並びに廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業 所を記載した書類</p> <p>2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の 謄本（3月以内のもの）、個人である場合は住民票の抄本 （3月以内のもの）</p> <p>3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない 旨の申出書（3月以内のもの）</p> <p>4 中間処理施設等に関する書類</p> <p>1 中間処理施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の</p>

		<ol style="list-style-type: none"> 1 の地図によること。) 2 中間処理施設を設置する土地の周辺の見取図(敷地から300メートルの範囲を明らかにすること。) 3 中間処理施設を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し(地番、地目、所有者等が記載されているもの) 4 処理施設及び保管施設等の場内配置図 5 処理工程図 6 処理施設及び保管施設の構造の概要を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 7 中間処理施設を設置する土地及び搬入専用道路の登記簿の謄本(3月以内のもの)並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類 8 中間処理施設への主な通行経路を明らかにする図面 5 説明会等開催状況報告書(別記様式第4号) 6 関係住民の意見に関する調書(別記様式第5号) 7 他法令に基づく許可証等の写し(申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類) 8 中間処理施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合の添付書類は、1及び4から7までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。 9 事業者が行う中間処理施設の設置に係る事前協議の場合の添付書類は、3に掲げるものを除く書類とする。
4	最終処分場	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の概要並びに廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業所を記載した書類 2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(3月以内のもの)、個人である場合は住民票の抄本(3月以内のもの) 3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨の申出書(3月以内のもの) 4 最終処分場等に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1)最終処分場の位置図(国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。) (2)最終処分場を設置する土地の周辺の見取図(敷地から500メートル及び1キロメートルの範囲を明らかにすること。) (3)最終処分場の構造の概要を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (4)最終処分場の土地及び搬入専用道路の登記簿の謄本(3

		<p>月以内のもの)並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類</p> <p>(5)最終処分場を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し(地番、地目、所有者等が記載されているもの)</p> <p>(6)最終処分場への主な通行経路を明らかにする図面</p> <p>5 説明会等開催状況報告書(別記様式第4号)</p> <p>6 関係住民の意見に関する調書(別記様式第5号)</p> <p>7 他法令に基づく許可証等の写し(申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類)</p> <p>8 最終処分場の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合の添付書類は、以上1及び4から7までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。</p> <p>9 事業者が行う中間処理施設の設置に係る事前協議の場合の添付書類は、3に掲げるものを除く書類とする。</p>
5	再生利用施設(法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。)	<p>1 事業の概要並びに廃棄物の種類ごとの取扱量及び取引関係を記載した書類(廃棄物の排出者の氏名又は名称及び所在地等)</p> <p>2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(3月以内のもの)、個人である場合は住民票の抄本(3月以内のもの)</p> <p>3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨の申出書(3月以内のもの)</p> <p>4 再生利用施設等に関する書類</p> <p>(1)再生利用施設の位置図(国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。)</p> <p>(2)再生利用施設を設置する土地の周辺の見取図(敷地から300メートルの範囲を明らかにすること。)</p> <p>(3)再生利用施設を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し(地番、地目、所有者等が記載されているもの)</p> <p>(4)処理施設及び保管施設等の場内配置図</p> <p>(5)処理工程図</p> <p>(6)処理施設及び保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</p> <p>(7)排水、排ガス、騒音等の試験成績書(同様な施設において運転例等がある場合のみ添付すること。)</p> <p>(8)処理施設からの放流水の放流経路を示した図面</p> <p>(9)放流先の公共の水域の水象(位置、名称、構造、流下能</p>

		<p>力、利水状況、流量、水質等)を明らかにする書類及び図面</p> <p>(10)再生利用施設を設置する土地及び搬入専用道路の登記簿の謄本(3月以内のもの)並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類</p> <p>(11)再生利用施設への主な通行経路を明らかにする図面及び使用する道路の状況(幅員、舗装状況、通学等に係る利用状況等)を明らかにする書類</p> <p>(12)排水の水質、排ガスの性状、騒音の大きさ等について達成することとした数値、それらの測定頻度その他中間処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類</p> <p>5 再生利用施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</p> <p>6 事業の経営等に関する書類</p> <p>1 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記載した書類</p> <p>2 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>3 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>4 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類</p> <p>7 説明会等開催状況報告書(別記様式第4号)</p> <p>8 関係住民の意見に関する調書(別記様式第5号)</p> <p>9 他法令に基づく許可証等の写し(申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類)</p> <p>10 再生利用施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合の添付書類は、以上1及び4から9までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。</p> <p>11 指定処理施設以外の再生利用施設に係る事前協議の場合の添付書類は、5及び6に掲げるものを除く書類とする。</p>
6	再生利用施設(法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。)	<p>1 事業の概要並びに廃棄物の種類ごとの取扱量及び取引関係を記載した書類(廃棄物の排出者の氏名又は名称及び所在地等)</p> <p>2 協議者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(3月以内のもの)、個人である場合は住民票の抄本(3月以内のもの)</p> <p>3 協議者が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨の申出書(3月以内のもの)</p>

		<p>4 再生利用施設等に関する書類</p> <p>1 再生利用施設の位置図（国土地理院発行の2万5千分の1の地図によること。）</p> <p>2 再生利用施設を設置する土地の周辺の見取図（敷地から300メートルの範囲を明らかにすること。）</p> <p>3 再生利用施設を設置する土地、搬入専用道路及びこれらに隣接する土地の公図の写し（地番、地目、所有者等が記載されているもの）</p> <p>4 処理施設及び保管施設等の場内配置図</p> <p>5 処理工程図</p> <p>6 処理施設及び保管施設の構造の概要を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>7 再生利用施設を設置する土地及び搬入専用道路の登記簿の謄本（3月以内のもの）並びに所有権を有しない場合は使用権原を証する書類</p> <p>8 再生利用施設への主な通行経路を明らかにする図面</p> <p>5 説明会等開催状況報告書（別記様式第4号）</p> <p>6 関係住民の意見に関する調書（別記様式第5号）</p> <p>7 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）</p> <p>8 再生利用施設の構造又は規模の変更に係る事前協議の場合の添付書類は、1及び4から7までに掲げるもののほか、変更前と変更後の構造等が対比できる図面等とする。</p>
--	--	---

別表第3（第16条関係）

番号	報告の種類	添付書類
1	処理施設の敷地に隣接する土地の所有者の同意取得に係る報告	<p>1 処理施設の敷地及び敷地に隣接する土地の公図の写し（地番等が判断できるもの）</p> <p>2 同意書の写し（報告の際、現に効力のあるものとする。）</p> <p>3 同意取得状況一覧表</p> <p>4 処理施設の敷地に隣接する土地の登記簿の謄本（3月以内のもの）</p>
2	利水権者の同意取得に係る報告	<p>1 同意書の写し（報告の際、現に効力のあるものとする。）</p> <p>2 同意取得状況一覧表</p>

別表第4（第17条関係）

番号	報告の種類	添付書類
1	環境保全協定の締結に係る報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 協定書の写し（報告の際、現に効力のあるものとする。） 2 協定締結状況一覧表 3 協定の締結が自治会等において適正な手続により行われたことを証する書類 4 その他知事が指示した書類
2	第17条第1項第1号の同意取得に係る報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 同意書の写し（報告の際、現に効力のあるものとする。） 2 同意取得状況一覧表 3 協定の締結ができない理由を記載した書類 4 説明会等実施状況報告書（別記様式第4号）及び関係住民の意見に関する調書（別記様式第5号）（事前協議書の提出以降実施した説明会に係るもの） 5 その他知事が指示した書類
3	第17条第1項第2号の同意取得に係る報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 同意書の写し（報告の際、現に効力のあるものとする。） 2 同意取得状況一覧表 3 協定の締結又は第17条第1項第1号の同意取得ができない理由を記載した書類 4 説明会等実施状況報告書（別記様式第4号）及び関係住民の意見に関する調書（別記様式第5号）（事前協議書の提出以降実施した説明会に係るもの） 5 県内における処理施設の設置状況を記載した書類及び当該処理施設に関し、関係住民等と締結した協定書等の写し 6 計画中の処理施設による事故に対する損害を賠償する能力を有することを証する書類又は賠償するための措置を講ずる予定であることを証する書類 7 その他知事が指示した書類

別表第5（第25条関係）

添付書類
<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の経営等に関する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の開始に要する資金の総額、内訳及び調達方法を記載した書類 (2) 協議者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(3) 協議者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(4) 経営計画書等の事業の採算性を明らかにする書類

2 他法令に基づく許可証等の写し（申請又は届出中である場合は、その旨を記載した書類）